

幸区役所ゆめ広場設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民が集い憩うことのできる区役所づくりを推進するため、幸区役所ゆめ広場（以下「広場」という。）を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 広場は、川崎市庁舎管理規則（昭和43年規則第76号）に基づき、幸区役所敷地内（川崎市幸区戸手本町1-11-1）に設置する。

(庶務)

第3条 広場に関する庶務は、まちづくり推進部総務課において処理する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、広場に関する必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。